

## 1 基本方針見直しの必要性

【根拠】高知県いじめ防止基本方針（第3 その他の留意事項）

県は、本基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### (1) 県における取組と課題

これまでの連絡協議会で、3つのテーマ（相談支援体制、ネット問題、地域全体での子どもの見守り）について議論を重ね、県のいじめ防止対策の充実・強化につなげてきた。

○いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進や、心の教育センターの相談支援体制の強化、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充などに成果があった。

○県の課題としては、校内支援体制の確立に向けた支援や、ネットの適正利用に関する学校やPTA、家庭でのルールづくり、いじめの防止に向けた地域と学校が連携・協働した活動の推進などが挙げられる。

○学校の課題としては、学校のいじめ対策組織が中核となって、学校基本方針に基づく取組の年間計画の作成やPDCAサイクルに基づいて検証・改善する取組が十分できていないことなどが挙げられる。

### (2) 国の基本方針改定案のポイント

○いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定

○東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む

○性同一性障害や性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する

○障害のある児童生徒が被害者、加害者となるいじめには、個人の特性を踏まえた適切な指導や支援が必要

○いじめが「解消した」と判断するには、加害行為が相当期間なく、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることが必要。相当期間は3カ月を目安とする

○アンケートや個人面談など、いじめ防止に向けた学校現場の取組に達成目標を定め「学校評価」でチェックする

## 2 基本方針見直しの方向性

**県のいじめ防止対策の検証と総括を踏まえ、併せて国の基本方針改定案を勘案したうえで、いじめの防止等のために県が実施する取組・施策を示す。**

(1) いじめの防止については、児童生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動や、ネットいじめを含むネット問題の解決に向けたルールづくり、子どもの自尊感情や規範意識を育むための地域と学校が連携・協働した活動などを推進する。

(2) いじめの早期発見・対処については、心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制を充実するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの活用により校内支援体制の確立を図る。

(3) 学校において、学校基本方針を実効的なものとするため、いじめ対策組織を中心とした組織的なチーム学校としての取組が行われるよう徹底する。

(4) いじめの定義及び「いじめの解消」の定義を明確化するとともに、学校や市町村教育委員会に対しては、重大事態についての国のガイドラインを周知徹底し、それに基づいた着実な取組を推進する。

(5) 東日本大震災で被災した児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、障害のある児童生徒に対するいじめの防止等のための取組を推進する。

## 3 基本方針見直しのスケジュール

